

社労士そよかぜ通信 NO.14

就職先が決まらないで卒業する新卒者に1ヶ月間の体験雇用！

＜新卒者体験雇用事業＞

大変な就職氷河期に直面してしまった今年3月卒業予定者！大卒者の就職内定率は昨年末で前年同期に比べ、7.4%低下して73.1%、高校生は9.9%下がって68.1%だそうで、「いくつも内定もらって断るのに苦労する」などと言っていた卒業生が、2年ほど前には多くいたと思うと嘘のようです。

新卒者体験雇用とは平成22年3月卒業（予定）で就職が決まっていない学生を

1ヶ月だけ体験雇用させて、その後の正規雇用につなげてもらおうという事業です。

体験雇用を受け入れた事業主には終了後に奨励金が8万円支給されます。



割増賃金算定基礎額の算定

残業代支払いの基礎の時給はどう計算していますか？

割増賃金については、労働基準法で算定の基礎に含めない賃金というものが限定的に決められています。

それは「家族手当」「通勤手当」「別居手当」「子女教育手当」「住宅手当」

「臨時に支払われた賃金」「1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」の7つのみです

これ以外の手当で、例えば役職手当や資格手当などは基本給と足して計算します。

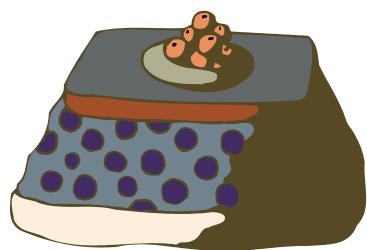
残業代を安くするために、手当で振り分けて基本給を低くしているというのは通らないのです。

基本給+諸手当(7つ以外)

$$\text{時間外手当} = \frac{\text{1箇月平均所定労働時間}}{\times 1.25 \quad (\text{休日出勤は } 1.35)}$$

ゆんたくコート

立春を過ぎたと言っても、まだまだ寒い日が続いています。人間の皮膚感覚というのは不思議なもので、暖かいといわれる土地でも、その土地なりの気温の差に、ちゃんと寒い感じるようになるものですね。沖縄に住むようになった最初の冬はセーターすら着ることはなかったのですが、二年目はちゃんとその土地の寒さ(?)を感じるようになりました(笑)。一年目の冬は市場のおばあが電気ストーブにあたっているのを見て、「そりや違うでしょ！」と突っ込みを入れたくなるほどでしたが、結構地元の人は、ストーブやエアコンを使い、ダウンジャケット、マフラー、ブーツまで身に着けています。一年中アロハシャツを着ているわけではないですよ。



池田孝子社会保険労務士事務所

〒811-0202

福岡市東区和白4-20-10-701

TEL092-608-4165 FAX092-405-0232